

市民参加の方法 実施結果票

市民参加の概要	(仮称) 茅ヶ崎公園体験学習施設づくり報告会		
実施年月日	平成28年1月16日(土)	実施回数	1
対象者	市民	参加者実数	23
I 述べられた意見、又は提出された提案等の概要			
<p>1 庭球場について</p> <p>近隣住民を配慮して4面に変更したことは評価するが、次の点が反映されておらず納得できるものではない。</p> <p>(1) 庭球場北側に降った雨はどのように処理されるのか。なぜ、観覧席を盛土する計画としたのか。</p> <p>(2) 庭球場北側に防音壁を設置して西側に設置しない理由はなぜか。</p> <p>(3) 庭球場を更に3.5m南側に寄せることが可能ではないか。</p> <p>(4) 観覧席上部に設置される日除け(パーゴラ)が必要以上に上部に突出している。隣地からの景観等に配慮出来ないか。</p> <p>2 体験学習施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化や物見塔は不要ではないか。 <p>3 その他</p> <p>(1) この事業のもととなる「海岸青少年会館・福祉会館複合施設再整備基本計画」は、利用者団体等で組織される協議会がまとめたものであり、先日の監査結果のとおり違法なものである。地方自治体が法令に違反してその事務を処理した場合は無効とすることは地方自治法に記載されていることから、一度白紙に戻すことが正しい判断ではないか。</p> <p>(2) 広く意見を集約しているようには見えない。パブリックコメントを実施すべきではないか。</p>			
II Iに対する市長等の考え方			
<p>1 庭球場について</p> <p>(1) 庭球場につきましては、次の視点から庭球場北側にある住宅街への流出を極力抑える計画としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観覧席や園内通路部を既存どおり平場として残すより、盛土する方が雨水処理対象エリアを明確に縮小することができます。 ・法面にも側溝を設置して、その排水先を庭球場の下部に設置する雨水浸透貯留槽へ排水することとしています。 <p>(2) 庭球場における防音対策は、二段階にて対応する計画としています。テニス自体によって発生する騒音に対しては、庭球場を1.6mから1.8m程度掘り下げることで壁を作り、一段階目の防音対策を行います。観覧席に多数の観客があった場合の声援による騒音に対しては、観覧席北側に設置する防音壁で二段階目の騒音対策を行う計画としています。</p> <p>なお、庭球場西側につきましては、既存のテニス大会における騒音測定を行った上で、観覧席の位置からは北側と西側の距離に差があり、西側隣地境界では距離減衰により騒音が控えられると判断したことから、設置しない計画となっています。</p> <p>(3) 庭球場への出入りにつきましては、北側からは階段のみとなっており、管理用車両の場内への進入やバリアフリーの観点から、南側に3.5m幅の通路を設けています。</p> <p>(4) 日除け(パーゴラ)の構造につきましては、特に景観的にも影響はないと判断しています。</p> <p>2 体験学習施設について</p> <p>物見塔につきましては、海岸青少年会館利用者から眺望のご要望、また、屋上に上がるためのエレベーター機械室を兼ねたものとして基本設計図に組み込んでいます。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 本計画は、冊子にも記載のとおり、市が策定したものです。その過程においては、海岸青少年会館と福祉会館の特色活かした施設となるよう利用者団体を始めとする皆様のご意見・ご要望をいただく一つの手法として用いていますが、この他にも利用者アンケートを実施するなど様々な手法を執りながら、最終的に市が取りまとめ</p>			

、政策決定したものですので、違法性があるとは考えていません。
(2) 本設計において、実施の予定はございません。この取りまとめにあたっては、新たな施設が海岸青少年会館や福祉会館の特色を継承していけるよう、市民参加の一つの手法である「意見交換会」等を実施し、そこでいただきましたご意見・ご要望を反映しています。

その他特記事項

建設地である海岸地区にお住まいの皆様を主たる対象に、3月10日(木)18時より別途報告会を開催します。

注) 必要に応じて枠を拡げて入力してください。